

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第8号

監査の対象：令和4年度監査委員監査（住まい情報センター管理運営システム及び道路橋梁総合管理システムにおける情報セキュリティ対策に係る事務）

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和5年4月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>情報セキュリティ実施手順の整備について是正及び改善を求めたもの</p> <p>道路橋梁総合管理システムの実施手順の作成、見直しの状況について確認したところ、次の状況が生じていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該システムの実施手順は、平成25年12月27日に作成されており、その見直し、変更は運用管理を担う工務課長が行うこととされている。</li> <li>■ 改定状況を確認したところ、当該システムの実施手順の最終改定は平成26年4月1日であり、大阪市情報セキュリティ対策基準がそれ以降に複数回改定されている（直近の改定は令和4年4月1日）にもかかわらず実施手順が改定されておらず、現状との不整合や、大阪市情報セキュリティ対策基準に準拠していない項目がある。</li> <li>■ 当該システムの実施手順と現在の運用に不整合が見られる項目がある。</li> </ul> <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建設局は、当該システムの実施手順について、本市ポリシーに準拠し、かつ現在のシステム運用に則した内容となるよう改定されたい。</li> <li>建設局は、実施手順の定期的な点検・見直しの重要性や必要性を理解し、当該システムの実施手順の改正漏れを防ぐ仕組みを構築されたい。</li> </ol>	<p>【1】</p> <p>当該システムの実施手順について、令和5年1月26日にデジタル統括室に情報セキュリティ実施手順変更報告書を提出し、令和5年2月24日に承諾を受け、令和5年2月28日付けで情報セキュリティ実施手順を改定し令和5年3月1日より運用している。</p> <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該システム担当の引継文書として、情報セキュリティ実施手順の改定の流れを明文化し、本市ポリシーの改定及び所管システムの運用を変更した際に既存の情報セキュリティ実施手順に影響がある場合は、改定を行うことを記載した。</li> <li>年に1度、局所管の全システム担当者に対して、情報セキュリティに関する研修を実施し、情報セキュリティ実施手順の定期的な点検・見直しの重要性や必要性に関する内容を含めるとともに、情報セキュリティに関する研修と合わせて、各システムの実施手順と、本市ポリシー及び現在のシステム運用と不整合がないかを確認する。令和4年度については、令和5年2月20日に実施した。</li> <li>令和5年2月20日より、週に1度、I C T 担当者間の情報共有を行う担当内会議を設け、会議においてメールの確認を行うことにより、デジタル統括室からの本市ポリシーの改定等、各システムの実施手順の改定に関係する通知等の確認漏れを防ぐ。</li> </ul>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和5年2月28日</p> <p>令和5年2月20日</p>